

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	航空機デカールの製作及び貼付	松基LPS-X01018	
		承認	令和8年 5月29日
		作成	令和8年 5月28日
		改正	令和8年 月 日
		作成部隊等名	第4航空団整備補給群本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊松島基地が保有するF-2航空機に対し、記念塗装を目的としてデカール貼付を実施する作業に規定する。

1.2 用語及び定義

本仕様書において使用する主な用語の定義は、次による。

- a) 記念塗装
特定の航空祭、周年行事等に対応して実施する特別塗装
- b) 基本塗装
航空機標準塗装
- c) デカール
航空機外板に貼付する識別図案用フィルム
- d) 貼付面
デカールを適用する機体外板部
- e) 下地処理
塗装前に実施する洗浄、脱脂及び研磨等の処理

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 法令等
 - 1) 国有財産法（昭和23年法律第73号）
 - 2) 防衛省所管国有財産（航空機）の取扱いに関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第24号）
 - 3) 航空自衛隊所属国有財産（航空機）取扱規則（昭和43年航空自衛隊達第13号）
- b) 仕様書
C&LPS-Y00007調達品等一般共通仕様書
- c) 規格
JIS Z 0237 粘着テープ試験方法

文書管理者：整備補給群本部整備主任 作成年月日：2026. 5. 28 保存期間：5年
保存期間満了日：2032. 3. 31 枚数：8枚 配布先：基群会計隊長、飛行群第21飛行隊長

件名	航空機デカールの製作及び貼り付け
----	------------------

d) 関連文書

- 1) MIL-PRF-85285E (COATING: POLYURETHANE, AIRCRAFT AND SUPPORT EQUIPMENT)
- 2) J. T. O. 1F-F2-2-2-1
- 3) J. T. O. 1F-F2-3 51-73-01
- 4) J. T. O. 1-4-4 航空自衛隊所属航空機の標識, マーキング及び外面塗装の基準

2 作業要求

2.1 一般

- a) 航空機の飛行性能, 安全性及び整備性に影響を与えないこと。
- b) レーダー, センサー, アンテナ機能に影響を及ぼしてはならない。
- c) デカールによる重量増加は10kg以下とする。

2.2 デザイン要求

- a) デカール図案は官側支給図面(付紙)によるほか, 制作前にパーツ設計図面を提出し, 官側の技術的承認を得ること。
- b) 色彩は指定色票によるものとする。
- c) 図案寸法は次の精度を満足すること。
寸法許容差: ±3mm以内
- d) デカールの製作に必要なデジタルデータは, Adobe Illustrator形式(拡張子.ai)データ及びPDF形式により官側から提供する。
- e) デカール図案中の機体右後方下部(ベントラルフィン)の二次元コードが正常に読み込み, 官側指定のURLへアクセスできること。

2.3 適用部位

デカールの貼付部位は付紙による。ただし, 次の部位には適用してはならない。

- a) 摺動部(フラップロン前縁, 前縁フラップ上面フェアリング端部, ラダー前縁カバー, 垂直尾縁ラダー・シール)
- b) 高温部(排気周辺)
- c) CMDディスプレイ, アンテナ, 機外灯, 空中給油口

2.4 材料要求

デカール及び粘着剤は以下の性能を満足すること。

- a) 耐候性は国内の標準的な環境下で屋外の垂直面に使用した場合, 概ね1年の耐候性を有すること。
- b) 接着後容易に剥がれない耐候性, 耐水性, 耐燃料性(Jet A-1 / JP-8 / JP-4), 耐紫外線性を有すること。
- c) 材質は塩化ビニール(3M社製A7322又は同等以上の品質を有する素材)とする。
- d) 粘着剤は感圧型再剥離タイプのアクリル系粘着剤又は同等品以上とし, 次の性能を満足すること。
 - 1) 剥離強度: 19N/25mm以上
 - 2) 再剥離時に残留物が無いこと
- e) デカール及び粘着剤は人体及び貼付面に影響を与えないものとする。
- f) 同等品による製作を希望する場合は, 入札日の3日前(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。)までに同等品に関する仕様, 性能, 性状及び過去の航空機への使用実績に関する資料を契約担当官等に提出し, その承認を得るものとする。
- g) 配色

件名	航空機デカールの製作及び貼り付け
----	------------------

- 1) 配色については付紙資料（6 デカール配色資料）を基準とし、デカール製作時において配色の調整が必要になった場合は、官側との協議により決定するものとする。
- 2) グラデーション部分の配色については官側との協議により決定するものとする。

h) 枚数

2組（うち1組は機体貼り付け、残り1組は予備とする。）

2.5 作業工程

作業工程は、次により実施することを基準とし、細部は契約担当官等と協議するものとする。

- a) 貼付部位の下地処理
- b) 表面乾燥確認
- c) 位置決め（仮合わせ）
- d) デカール貼付
- e) 圧着処理
- f) エア抜き処理
- g) 端部仕上げ処理

2.6 貼付品質要求

2.6.1 外観

- a) 浮き、しわ、気泡がないこと。
- b) 端部剥がれがないこと。
- c) 位置ずれがないこと。

2.6.2 密着性

- a) 全面均一に密着していること。
- b) 指圧により剥離しないこと。

2.6.3 位置精度

基準位置からのずれ：±5mm以内（ただし、貼り付け位置により、それにより難しい場合は官側との協議するものとする。）

2.7 性能要求

- a) 飛来物等の影響を除き、通常の飛行中において剥離しないこと。
- b) 空力特性に影響を及ぼさないこと。
- c) 環境条件（風雨・紫外線）下で安定して保持されること。

3 品質保証

3.1 検査及び試験

検査及び試験は、次による。

- a) 外観検査：全数について目視により確認し、2.6の要求を満たすこと。
- b) 材料試験：2.4の要求を満たすことを証明する成績書等の資料を提出し、契約担当官等の確認を受けること。
- c) 耐候確認：デカール貼付け作業後、1回の飛行を実施し、剥がれ等無いことを確認することにより、耐候確認を実施する。

3.3 記録

契約相手方は、次の記録を期日までに作成し契約担当官等へ提出すること。

- a) デカール仕様書（材質・性能）・・・契約締結後速やかに
- b) 勤務記録（人数、入出門時間）・・・日々の勤務終了後速やかに（任意様式）
- c) 検査結果・・・・・・・・・・作業要求が満たされていることを証明する資料を検査終了後速やかに（任意様式）

件名	航空機デカールの製作及び貼り付け
----	------------------

4 安全措置

- a) 飛行安全に影響を与える部位は完全に保護すること。
- b) 異物残留がないことを確認すること。

5 納入

契約相手方は、貼付完了後、自社による最終外観検査を実施した後に飛行可能状態で納入するものとする。また、納入の際は作業完了報告書（任意様式）を提出すること。

6 その他

- a) 本デカールは一時的措置とし、必要に応じ撤去可能であること。
- b) 本デカールは、専用の溶剤又は規定の手順を用いて撤去可能であり、かつ撤去時に貼付面の基本塗装を損傷しないこと。撤去・剥離の手順については契約相手側が官側へ作業レクチャーを実施すること。
- c) 官側から貸与されたデータの権利は、官側に帰属するほか、納入物の複製、再配布、二次利用又は他への転用をしないものとする。ただし、契約相手方が従来から有している著作権は、契約相手方に留保される。
- d) 契約担当官の許可なく本仕様書及び官側が貸与したデジタルデータの複製及び関係者以外への貸出を厳禁とし、契約履行後、速やかに官側へ返還するものとする。
- e) 契約相手方は、本契約によって知り得た内容に関して、官側の許可なく漏洩又は他に転用してはならない。
- f) 本仕様書に記載のない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。定めのない事項は官側と協議する。

官給支給図面（付紙）を
希望する者は、個別に担
当者まで連絡のこと。